

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平生町の人口は、昭和 60 年をピークに減少しており、今後についても人口の増加は見込めない状況である。

中でも、年少人口及び生産年齢人口の割合が減少し、高齢者の占める割合は増加すると推計している。

平生町の産業については、古くは塩業により栄えた町であったが、昭和 30 年代に塩業が終業したことにより、その跡地に製造業を中心とした企業進出が相次いだ歴史があることから、現在の町の産業構造についても、全国平均に比し第 2 次産業の比率が高い構造となっている。

近年の町内の第 2 次産業については、長引く景気低迷や円安による海外からの輸入品の攻勢、激しい価格競争等により、廃業や倒産など厳しい経営状況が続いていることに併せ、深刻な人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させ、健全な事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業を支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を積極的に後押しし、かつての活気を取り戻すことを目指し、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本指針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

町内の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種により平生町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。ただし、全量売電を目的とし、又は、単に架台のみで土地に自立して設置する太陽光発電設備については、乱立による景観の悪化が地域の課題となりつつあることや、雇用に結びつく等の経済波及効果も少ないことから、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

平生町の産業は、沿岸部や平野部を中心に広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

平生町の産業の業種は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様なものが平生町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

更に生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。